

在職中は年金が支給停止されることがあります

老齢・退職給付の年金受給者のうち、以下のアからウまでのいずれかに該当する方は、在職中、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

- ア 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方
または70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- イ 国会議員・地方議会議員の方
- ウ 常勤の公務員など組合員として在職している方（障害給付の年金受給者も対象です。）

注：短期組合員はアに該当します。



年金の支給停止額の計算方法

賃金の月額(📖)と年金の月額(📖)の合計額が基準額(📖)を超えた場合、年金の全部または一部が支給停止されます。

支給停止額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額(50万円)} \} \times 1/2$$



賃金の月額：「勤務先で決定される標準報酬月額＋(直近1年間の標準賞与額×1/12)」の額

年金の月額：支給停止額の計算の対象になる年金は、「(退職共済年金＋老齢厚生年金)×1/12」の額。このうち、経過的職域加算額、退職共済年金の職域年金相当部分の額、加給年金額および経過的加算額は計算の対象外です。

基準額：月額50万円です。この額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。



複数の実施機関^{※1}から年金の支給を受けている方が在職中の場合、当共済組合が支給する年金だけでなく全ての年金額を合算した金額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が支給停止されます。



加給年金額が決定されている方^{※2}については、支給停止額の計算の結果、年金の月額が全額支給停止となる場合には、加給年金額も全額支給停止されます。



上記ウに該当する方は、経過的職域加算額、退職共済年金の職域年金相当部分の額および退職年金（年金払い退職給付）も支給停止されます。



上記ウに該当する方で障害給付を受けている方は、経過的職域加算額、障害共済年金の職域年金相当部分の額および公務障害年金のみ支給停止されます。

※1 厚生年金の決定等を行う機関（当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等）のことです。

※2 65歳未満で障害者特例または長期加入の特例に該当する方は、在職中は定額部分の額および加給年金額が全額支給停止されます。

在職中の年金についての留意事項

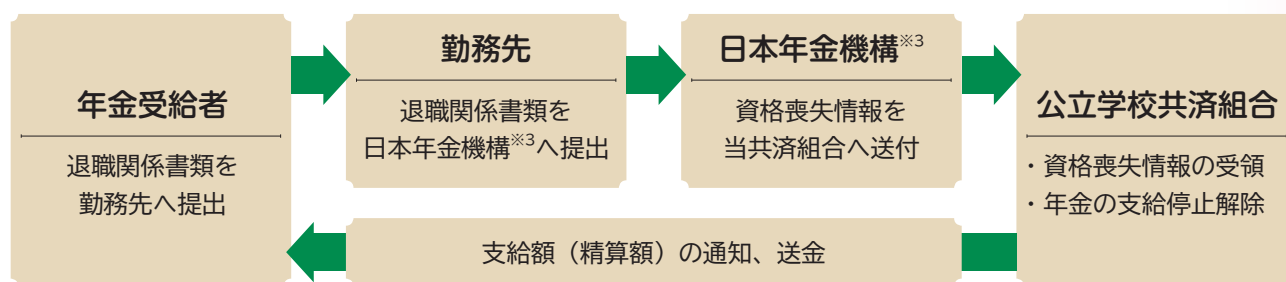
6ページ^アに該当する方は、ご本人からの届出を要せず、当共済組合と各実施機関との間で情報交換を行うことにより手続きを行います。そのため、**支給停止後の支給額をお知らせするまでに、時間を要することがあります。**その際、**過去にさかのぼって精算が発生することがあります。**

また、退職された場合も、勤務先から各実施機関を通じて、当共済組合に情報が提供されますので、支給停止解除後の支給額をお知らせするまでに時間を要しますが、精算は退職時点にさかのぼって行います。

年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等を行います。この手続きは順次進めておりますが、**手続きの完了時期は8月定期支給期以降**を予定しております。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

支給停止解除までの流れ



※3 日本私立学校振興・共済事業団へ加入されていた場合も、同様の流れになります。

在職中の支給停止の基準額が変更されました

令和6年度の支給停止額の計算の基準額は、以下のとおり変更されました。

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
賃金の月額+年金の月額 > 48万円	賃金の月額+年金の月額 > 50万円



年金の全部または一部を支給停止

支給停止額の計算方法の詳細は、

6ページ **年金の支給停止額の計算方法** を

ご覧ください。

在職中の年金の取扱いについては、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [年金受給者（待機者）向け手続き](#) → [年金受給中に必要な手続き](#) → [高齢厚生年金（退職共済年金）受給者の方の手続き](#) → [就職したときや議員となったとき](#)



在職中は年金が支給停止されることがあります
在職中の支給停止の基準額が変更されました